

AED・心肺蘇生法の普及啓発事業業務委託 企画提案仕様書

1 適用範囲

本仕様書は、千葉県（以下「県」という。）が発注する「AED・心肺蘇生法の普及啓発事業」（以下「業務」という。）の企画提案募集及び委託に付す場合において適用される主要事項を示すものである。

この仕様書は業務の概要を示すものであり、最終的な業務委託仕様書（契約書に添付するもの）は契約候補者決定後、協議の上、県が作成する。

2 事業の背景・目的

当県では、「誰もが自発的かつ積極的にAEDを用いた心肺蘇生法を実施できる環境づくり」を基本理念とした「千葉県AED等普及促進計画」を策定し、全国に先駆けた取組を行っているところである。

そこで、広範囲かつ多様な対象者に向けた啓発活動を展開することで、県内の一次救命（AEDと心肺蘇生法）の認知率・使用率を向上させるとともに、事業所及び市町村（以下「事業所等」という。）において適切なAEDの設置がなされるよう、AEDの効果的な設置に向けた環境整備を図る。

3 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4 委託業務内容

本業務は、以下の業務及びこれらに付随する業務とし、AED・心肺蘇生法の認知率・使用率向上に向けて高い効果が得られるよう、十分な検討を行ったうえで企画を提案し、広く県内で実施すること。

（1）SNS・メディア等を使った情報発信

上記2の事業の背景・目的を踏まえ、AEDの認知率を更に高めるだけでなく、AEDを含めた心肺蘇生法の使用率を高めることができるよう、一次救命措置に対する県民の関与の重要性が分かるよう十分に工夫し、県民が自発的・積極的に一次救命措置の実施に向かう気持ちを醸成するような情報発信を行うこと。

なお、使用する情報媒体の種類は問わないが、独自のメディア媒体や広報手段を用いた情報発信の提案が可能な場合、提案すること。

（2）県主催普及啓発・イベントの企画・運営

上記2の事業の背景・目的を踏まえたイベントを企画・運営し、円滑に進行するよう、各種交渉、調整、手続き、会場設営、撤収、支払い等一切の業務を

行うこと。

なお、普及啓発を行う頻度、時期及び会場の選定は、県と協議の上で決定することとする。

ア 普及啓発・イベントの内容

(ア) 実施内容

普及啓発の実施・イベントの開催にあたっては、国から示される救急蘇生法の指針等の内容に沿った、正しい知識を、実技形式で県民に周知できるよう取り組むこととする。

普及啓発を行う際は、実施会場に来場することが予定される者の興味関心を惹く内容になるよう努めること。

(イ) 実施回数

4回以上実施すること。イベント1回あたりの実施時間は、特に定めない。

なお、少なくとも1回は救急医療週間に開催すること。

(ウ) 対象

可能な限り幅広い年齢層・地域を対象とすること。なお、イベントごとに対象年齢層等を分けても構わない。

(エ) 実施方法

原則、集合形式により実施すること。ただし、子育てや介護などで実施会場に来場できない方が想定される場合は、オンラインにより実施することも差支えない。

(オ) 実施場所

千葉県内とし、少なくとも次の会場で最低1回は行うこと。なお、集合形式で実施する場合、会場の選定に際しては、気候や天候を考慮するとともに、屋外で行う場合は、企画に応じて屋内やテントの設営が可能な場所を選定すること。

a スポーツイベント(アクアラインマラソン等)

b ショッピングモール

(カ) 参加人数

各イベントの参加人数は平均100人を目途とし、普及啓発の効果を図る手段として、毎回の参加人数を計測すること。ここでいう参加人数とは、実際にAED・心肺蘇生法を実技形式で体験した者だけでなく、その付き添いも人数として含むこととする(例:子供が父母の付き添いで体験を行った場合、3人と計測)。オンラインで実施したイベントにおいては、申込み情報により計測すること(1アカウントで3人の申込みがあった場合は、3人と計測)。

なお、毎計測において同一の計測方法を用いることとし、その計測方法を県に報告すること。

(キ) アンケート

各イベントの来場者等に対して、本事業に関係のあるアンケートを行うこと。なお、アンケート内容は県と協議の上、決定することとし、50%以上の回収率を目指すこと。

イ 普及啓発に係る準備

(ア) 普及啓発に際して、県医療整備課が所持している備品（あっぱくんなど）を使用したい場合は、県医療整備課に協議の上、使用すること。

(イ) 業務完了報告の際は、普及啓発を行った際の写真を必ず添付すること。

(ウ) 普及啓発にチーバくんを用いる場合は、以下の点に注意すること。

[チーバくんを使用する際の注意点]

- ・ チーバくんの出演・チーバくんのイラスト使用等チーバくんに関するを行う場合は事前に県報道広報課に協議すること。
- ・ 普及啓発において、チーバくんのイメージが損なわれることのないよう、県が作成する「チーバくん演技マニュアル」のスタッフへの周知徹底を図ること。
- ・ チーバくんの着ぐるみの保管場所・会場間の輸送を行うこと。また、スタッフ以外の目に触れずに着替えを行うことができる控室等を確保すること。
なお、運搬や保管の際は、取扱いに十分注意するとともに、経年劣化の場合を除いて、破損等した場合は、直ちに県報道広報課に報告し、受託者の負担で修繕を行うこと。
- ・ チーバくんの着ぐるみの使用に際し、県報道広報課において受け渡し場所を指定する場合には、県の指示に従うこと。

ウ ノベルティ及びグッズの制作

(ア) AEDを含んだ心肺蘇生法の認知率及び使用率が向上するようなノベルティ及びグッズを以下のとおり製作すること。なお、製作にあたっては、製作物及びその個数・デザインを県と協議の上決定すること。

a ノベルティの種類 1種類以上最大3種類

b グッズの種類 2種類以上最大3種類（のぼり、ビブス等）

(イ) 上記ウ（ア）のノベルティ等は普及啓発やイベント等において配布・使用することとし、残ったものはその全てを医療整備課に納品すること。

(3) 事業所等におけるAEDの効果的な設置に向けた取組

事業所等における適切なAEDの設置を啓発するため、屋内外における効果的な設置場所の選定や運用方法のほか、盗難や破損に配慮した設置マニュアルまたはそれに類する事例集などを、県と協議のうえ作成すること。

当該資料は、事業所等が自らAEDの導入・設置・管理を円滑に実施できる

よう、具体的かつ実践的な内容とし、設置事例、レイアウト例、留意点等を含めるものとする。

なお、成果物については、令和8年12月28日までにデータで納品すること。

5 留意事項

(1) 業務実施体制

ア 契約にあたっては、実際に本業務に従事する者(以下「業務従事者」という。)を選任するにあたり、本業務を円滑に遂行できる能力を有する人員を適切に配置しなければならない。

イ 受託事業者は、業務従事者の中から、円滑に本業務を遂行するため業務従事者を指揮監督する業務責任者を定めること。また、県担当者との連絡調整にあたる連絡担当者を定めること。

(2) 業務実施に関する計画書

受託者は契約締結後、業務実施に関する計画書を県と協議の上作成し、県に提出しなければならない。

(3) 報告

ア 業務の遂行状況について、随時県に報告を行うこと。

イ 業務完了の際には、業務完了報告書を提出するものとし、報告書とともに、データで納品すること。

(4) 受託事業者及び業務従事者の義務

ア 受託事業者及び業務従事者は、本業務で知り得た個人情報や、県の事務に関する機密事項等を、みだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。本業務が終了した後も同様とする。

イ 受託事業者は、本業務の実施にあたって貸付を受けた県の所有物を、県の承諾なしに、本業務以外の目的に使用してはならない。

6 その他

(1) 本仕様書に定めのない事項は、県と受託事業者において協議の上決定する。また、本業務の最終的な業務委託の仕様(契約書に添付する仕様書をいう。)は、受託事業者と協議の上、県が作成する。

(2) 本業務において県が必要と認め、指示した事項については、受託事業者は、その指示に従うこととする。

(3) 本業務履行のための受託事業者の会場使用料、人件費、旅費、印刷製本費等本事業に係る一切の経費は、本業務の委託料に含まれるものとする。